

## 平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱

## 第1部・第2章 平成23年（2011年）産業連関表の作成基本フレーム

## 1 対象期間及び地域的範囲

## (1) 対象期間

平成23年（2011年）1月から12月までの1年間を対象とする。

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、今回作成する産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であるため、これに合わせて、当該原則の例外として、平成23年（2011年）を作成対象年とする。

## (2) 地域的範囲

「国内概念」を原則とし、日本国内で行われた生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、日本国の領土から国内に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、日本国の在外公館、日本企業が運用する船舶及び航空機を加えたものを範囲とする。

## 2 記録の時点

「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録する。

## 3 金額による評価

取引活動の大きさは、「金額」で評価する。

## 4 部門分類

## (1) 部門分類の原則

ア 行部門は、財・サービス（以下「商品」という。）の販売先構成を表す部門であり、原則として商品分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティベース<sup>(注1-2-1)</sup>により分類する。

(注1-2-1) 一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても商品分類となっている。

イ 取引基本表の表章上、最も詳細な分類である「基本分類」については、生産活動単位による分類のほか、93SNA及び08SNA<sup>(注1-2-2)</sup>との整合性を図るため、「生産活動主体」による分類機能も持たせる。

生産活動主体分類は、以下のとおりとし、基本分類の名称末尾に★印を付すことにより区分する。

- ・「★★」は、「政府サービス生産者」
- ・「★」は、「対家計民間非営利サービス生産者」
- ・無印は、「産業」

(注1-2-2) 93SNAとは、国際連合が、経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、1993年（平成5年）に勧告した国民経済計算の体系をいい、08SNAとは、国際連合が、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて採択した国民経済計算の体系をいう。

## (2) 部門分類の種類

### ア 基本分類

(ア) 基本分類は、行 518 部門、列 397 部門<sup>(注1-2-3)</sup>とする。各部門に付するコード（以下「分類コード」という。）については、行部門は7桁、列部門は6桁で表示する。

(注1-2-3) 産業連関表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに基本分類が設けられるが、産業連関表の大きさを表す部門の数については、一般的に、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。したがって、行518部門及び列397部門には、それぞれ粗付加価値部門及び最終需要部門の基本分類の数は含まれていない。

(イ) 各基本部門の概念・定義・範囲は、第3部第2章のとおりであり、平成17年表からの変更点については、それぞれの部門の「平成17年表からの変更点」欄に記載している。

(ウ) 計数調整は、原則として、基本分類により行う。

### イ 細品目分類

行部門の更に詳細な分類として、「細品目分類」を設ける。

細品目は、10桁の分類コードで表示する。国内生産額の推計は、細品目を行部門に積み上げて推計する。

### ウ 統合分類

基本分類を統合して「統合分類」を設ける。

統合分類は、統合小分類(190部門)、統合中分類(108部門)及び統合大分類(37部門)とする。

なお、産業連関表の説明用ひな型として、13部門表も作成する。

## (3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード

ア 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードの一覧は、第3部第1章のとおりである。

イ 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードに係る平成17年表との相違については、第1部第3章の別表4のとおりである。

## (4) 特殊符号

表章上、分類コードに補足情報が必要となる場合には、以下の区分に応じて、該当する数字を、特殊符号として分類コードの末尾に付す。

層 投 入	……	2
層 発 生	……	3
副産物投入	……	4
副産物発生	……	5
商業マージン	……	6
国内貨物運賃	……	7

## (5) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）と整合性のとれた分類とする。  
ただし、家計外消費支出は、最終需要部門及び粗付加価値部門に設ける。

## 5 取引基本表の基本構造

### (1) 商品×アクティビティ（商品）表

〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（商品）の表を直接作成する。

### (2) 価格評価と表形式

ア 生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方を作成する。

イ 基本分類及び統合小分類による投入表及び産出表は、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表とする。

ウ 消費税については、従前から、実際に取引される価格を的確に表章するために、価格評価に含んで扱っているが、平成23年表の作成に当たっても、引き続き、価格評価に含むこととする。

また、納税額は、引き続き、「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に計上する。

### (3) 輸入の扱いと表章形式

輸入は、「競争・非競争混合輸入型」により表章する。

なお、輸入額を取引基本表の内数として表章することで、「非競争輸入型」に組み替えることも可能とする。

## 6 国内生産額及び輸出入品の価格評価

### (1) 国内生産額の価格評価

「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価する。

### (2) 輸出入品の価格評価

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F（cost insurance and freight）価格で評価する。

普通貿易の輸出品は、本船渡しのF O B（free on board）価格で評価する。

## 7 特殊な扱いをする部門

### (1) コスト商業及びコスト運賃

コスト商業及びコスト運賃は、平成17年表と同様の範囲を推計する。

### (2) 屑・副産物の扱い

屑・副産物は、再生資源回収・加工処理部門を設け表章する。同部門は、「屑・副産物」そのものを含めないこととし、回収・加工に要する経費だけを表章する部門として取り扱う。

屑・副産物の範囲は、投入調査等の結果を勘案しながら、見直しを行うこととする。

### (3) 帰属計算を行う部門

次の部門について帰属計算を行う。

- ① 生命保険及び損害保険
- ② 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- ③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

### (4) 仮設部門

独立した生産活動が実際に行われているものではないが、産業連関表作成上の便宜及び利用目的を踏まえ、次の仮設部門を設ける。なお、仮設部門には、分類コードの末尾に「P」を付す。(注1-2-4)

- ① 古紙
- ② 鉄屑
- ③ 非鉄金属屑
- ④ 自家輸送（旅客自動車）
- ⑤ 自家輸送（貨物自動車）
- ⑥ 事務用品

自家輸送（④及び⑤）については、表の利用上の要請に応え、自家輸送を表章した表と、これを各部門の財・サービスの投入として織り込み、自家輸送を表章しない表の2種類を作成する。

(注1-2-4) ①～③については、屑・副産物として、統計表の表章上は、特殊符号を付す（前記4(4)を参照）。そこで、これら特殊符号及び「P」の両者が、分類コードの末尾に並列する煩瑣を避けるため、統計表上の分類コードには「P」を付さない。この取扱いに伴い、④～⑥についても同様に、統計表上の分類コードには「P」を付さない。したがって、「P」は、部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等、統計表以外の部分においてのみ用いる。

### (5) 使用者主義と所有者主義

使用者主義と所有者主義の二つの考え方が適用できる物品賃貸業については、「所有者主義」により推計する。

推計部門は、次の6部門とする。

- ① 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
- ② 建設機械器具賃貸業
- ③ 電子計算機・同関連機器賃貸業
- ④ 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
- ⑤ スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- ⑥ 貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、所有者主義で推計する。

### (6) 中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等

中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の活動に関する取扱い及び部門分類（格付け）については、第1部第3章の別表1③及び別表5のとおりである。

## 8 付帯表

付帯表は、次のものを作成する。(注1-2-5)

- ① 物量表
- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出構成表（V表）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

(注1-2-5)「商業マージン表」「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、従前、付帯表の一部として位置付けていたが、取引基本表中の該当する数値を統合中分類ごとに集計したものであることから、付帯表ではなく、統合中分類表の一部として位置付けを改めるとともに、公表は、インターネットのみで行うこととする。(表1-2-1を参照)

## 9 作成する統計表

作成する統計表は、表1-2-1のとおりである。

統計表の様式については、基本的に平成17年表と同様とする。様式の変更については、今後必要に応じて検討する。

## 10 結果の公表

- ① 速報は、統合中分類、統合大分類及びひな型により公表する。公表は、インターネット及び印刷物により行う。  
また、速報の要旨は、閣議に配布する。
- ② 確報を最終的な推計結果報告とし、公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。
- ③ 確報は、総合解説編と計数編で構成する。また、英文編も作成する。

## 11 接続産業連関表

- ① 平成12年(2000年)－17年(2005年)－23年(2011年)接続産業連関表を作成する。
- ② 接続表は、生産者価格で作成することとし、さらに、自家輸送を表章しない形式の時価評価表(名目表)と平成23年価格による固定価格評価表(実質表)を作成する。
- ③ インフレーションの作成方法については、十分な検討を行うこととする。
- ④ 平成23年表を推計するに当たっての基礎資料として、初めて経済センサス-活動調査を利用することを踏まえ、公表に当たっては、時系列上の留意点を必要に応じて明記する。
- ⑤ 作成する統計表は、基本的に、平成7年(1995年)－12年(2000年)－17年(2005年)接続産業連関表と同様とするが、詳細は、今後検討する。なお、付帯表として、接続雇用表及び接続雇用マトリックスを作成する。
- ⑥ 推計結果の公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。

表1-2-1 平成23年表において作成する統計及びその公表形態一覧 (注1-2-6~1-2-8)

統計表の名称			速報			確報						
			統合中分類 (108部門)	統合大分類 (37部門)	ひな型 (13部門)	基本分類	統合小分類 (190部門)	統合中分類 (108部門)	統合大分類 (37部門)	ひな型 (13部門)		
<b>(1)「自家輸送」部門の表章あり</b>												
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)				①	②					
		産出表(生産者価格、購入者価格)				①	②					
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)	○	○	○			②	③	③		
		購入者価格評価表(投入・産出行列形式)						②	③	③		
②	投入係数表(生産者価格評価)		○	○	○		②	②	③	③		
③	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$	○	○	○		②	②	③	③		
		$(I-A^d)^{-1}$					②	②	◆			
		$(I-A)^{-1}$					②	②	◆			
④	最終需要項目別生産誘発額、生産誘発係数、生産誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③		
⑤	最終需要項目別粗付加価値誘発額、粗付加価値誘発係数、粗付加価値誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③		
⑥	最終需要項目別輸入誘発額、輸入誘発係数、輸入誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③		
⑦	輸入係数、輸入品投入係数、総合輸入係数及び総合粗付加価値係数						②	②	③			
⑧	商業マージン表		/					◆				
⑨	国内貨物運賃表					①(注1-2-9)	②(注1-2-9)	◆				
⑩	輸入表							◆				
付 帯 表	⑪	物量表							②			
	⑫	屑・副産物発生及び投入表							②			
	⑬	雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)							②	②	②	
	⑭	雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表)									②	
	⑮	固定資本マトリックス							②(注1-2-10)			
	⑯	産業別商品産出構成表(V表)									②	
	⑰	自家輸送マトリックス							②(注1-2-11)			
<b>(2)「自家輸送」部門の表章なし</b>												
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)	/			◆	◆					
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)						◆	◆			
②	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$							◆	◆	◆	
		$(I-A^d)^{-1}$							◆	◆	◆	
		$(I-A)^{-1}$							◆	◆	◆	

(注1-2-6) ○及び①②③は、インターネット及び印刷物の双方で公表予定であることを意味する。確報欄の①は計数編(1)、②は計数編(2)、③は総合解説編で掲載予定であることを意味する。

(注1-2-7) ◆はインターネットのみで公表予定であることを意味する。

(注1-2-8) 本表に掲載する統計表以外に、平成23年表を作成する際に用いる国内生産額をまとめたものとして「部門別品目別国内生産額表」についても作成する。

(注1-2-9) 取引基本表において、部門ごとの内訳として表示している(商業マージン及び国内貨物運賃については、印刷物では産出表においてのみ表示)。

(注1-2-10) 資本財分類は、国内総固定資本形成に産出する行部門(基本分類)をもって構成し、資本形成部門分類は、統合中分類を基本に、特掲(細分)又は統合した部門のほか、住宅や道路などのように特定の生産部門の資本形成として格付けることが困難な一般的共通的な資産を「その他」として設ける。

(注1-2-11) 行部門は基本分類、列部門は統合小分類で作成する。